

(租税特別措置法の一
部を改正する法律の一部改正)

第十六条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附 則

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第三十六条 省 略

附 則

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第三十六条 同 上

3 2 省 略

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者(以下この条において「受贈者」という。)が施行日から平成十四年三月三十日までの間で、かつ、同項に規定する贈与者の死亡の日前に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)第三条の規定による改正前の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農業生産法人で政令で定めるものに対し旧法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、当該設定をしたところにおいて、当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより、当該設定の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同項ただし書及び同条第三項の規定の適用については、当該設定は、なかつたものとみなす。

4 前項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けている農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人で政令で定めるもの(以下この条において「特定農地所有適格法人」という。)が合併により消滅し、又は分割をした場合において、当該受贈者が、財務省令で定めるところにより、その合併に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する合併法人又はその分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当することについての届出書を当該合併又は当該分割の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該合併法人又は当該分割承継法人を同項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人とみなす。

4 前項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併により消滅し、又は分割をした場合において、当該受贈者が、財務省令で定めるところにより、その合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人又はその分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当することについての届出書を当該合併又は当該分割の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該合併法人又は当該分割承継法人を同項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人とみなす。

5 第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人とみなす。

5 第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者

が当該設定をした後当該設定に係る農地等を引き続き特定農地所有適格法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧法第七十条の四第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人（以下この号及び次号において「被設定者」という。）

がその有する当該権利の旧法第七十条の四第一項第一号に規定する譲渡等（当該農地等につき民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の設定があつた場合において当該被設定者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。）若しくは当該農地等の転用をした場合又は当該農地等に

係る農業経営の廃止をした場合には、当該譲渡等若しくは転用又は廃止をした日において当該受贈者が当該譲渡等若しくは転用又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が特定農地所有適格法人に該当しないこととなつた場合（政令で定める場合を除く。）には、第三項の規定にかかわらず、当該該当しないこととなつた日において使用貸借による権利の設定をしたものとみなす。

6

第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が、当該設定に係る農地等の全部又は一部について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第七十条の四第十五項に規定する一時的道路用地等（第九項までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するため当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するために当該土地権、賃借権又は使用貸借による権利の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。第八項までにおいて「地上権等」という。）に基づき貸付けを行つた場合において、当該貸付に係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していった農地等について特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納稅地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 省 略

が当該設定をした後当該設定に係る農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧法第七十条の四第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人（次号において「被設定者」という。）がその有する当該権利の旧法第七十条の四第一項第一号に規定する譲渡等（以下この号において「譲渡等」という。）若しくは当該農地等の転用をした場合又は当該農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該譲渡等若しくは転用又は廃止をした日において当該受贈者が当該譲渡等若しくは転用又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が特定農業生産法人に該当しないこととなつた場合（政令で定める場合を除く。）には、第三項の規定にかかわらず、当該該当しないこととなつた日において使用貸借による権利の設定をしたものとみなす。

三 第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が、当該設定に係る農地等の全部又は一部について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第七十条の四第十五項に規定する一時的道路用地等（第九項までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するため当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するために当該土地権、賃借権又は使用貸借による権利（第八項までにおいて「地上権、賃借権又は使用貸借による権利」という。）に基づき貸付けを行つた場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していった農地等について特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納稅地の所轄税務署長の承認を受けたときににおける第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

二 当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部について、当該特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っていない場合には、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

一 当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部について、当該特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っていない場合には、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

759 省略

10 第三項に規定する届出書を提出した受贈者については、旧法第七十条の四第十項中「提出期限」とあるのは「提出期限（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号。以下この項において「平成七年改正法」という。）附則第三十六条第十項の規定によりこの項の規定の適用を受けることとなつた受贈者については、同条第三項の届出書を提出した日）」と、「引き続いて同項」とあるのは「引き続いて第一項」と、「同項の規定の適用を受ける農地等のうちに都市営農農地等を有する受贈者については、その適用を受けたい旨及び当該農地等に係る農業經營に関する事項を記載した届出書」とあるのは「平成七年改正法附則第三十六条第三項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第五項第一号に規定する被設定者の農業經營に関する事項及び当該被設定者が同条第四項に規定する特定農地所有適格法人に該当する事実の明細の記載があるものに限る。」として同項の規定を適用し、同条第十三項の規定は、適用しない。

11 旧法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける受贈者で第三項の規定の適用を受けたものが当該農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続き特定農地所有適格法人に使用させている場合における当該受贈者に係る同条第一項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12・13 省略

759 同上

10 第三項に規定する届出書を提出した受贈者については、旧法第七十条の四第十項中「提出期限」とあるのは「提出期限（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号。以下この項において「平成七年改正法」という。）附則第三十六条第十項の規定によりこの項の規定の適用を受けることとなつた受贈者については、同条第三項の届出書を提出した日）」と、「引き続いて同項」とあるのは「引き続いて第一項」と、「同項の規定の適用を受ける農地等のうちに都市営農農地等を有する受贈者については、その適用を受けたい旨及び当該農地等に係る農業經營に関する事項を記載した届出書」とあるのは「平成七年改正法附則第三十六条第三項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第五項第一号に規定する被設定者の農業經營に関する事項及び当該被設定者が同条第三項に規定する特定農業生産法人に該当する事実の明細の記載があるものに限る。」として同項の規定を適用し、同条第十三項の規定は適用しない。

11 旧法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける受贈者で第三項の規定の適用を受けたものが当該農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における当該受贈者に係る同条第一項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12・13 同上